（日本銀行の公庫預託金取扱規程の一部改正）

第五条　日本銀行の公庫預託金取扱規程（昭和二十五年大蔵省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第一号書式 第一号書式 （第一片） 公庫預託金払込書　領収日付 右のとおり払い込みます。 払込人＿＿＿＿＿＿＿＿ 日本銀行（何）店　御中 第　号 （　何公庫）預託金 （金額）￥ （第二片） 領収証書　領収日付 払込人＿＿＿＿＿＿＿＿殿 第　号 （　何公庫）預託金 （金額）￥ 備考　1　用紙の大きさは、おおむね縦11cm、横21cmとする。 2　各片は、左端をのりづけその他の方法により接続するものとする。 3　各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。 4　領収日付欄には、日付及び日本銀行店名を記載する。 5　この様式の配列は、日本銀行と協議して変更することができる。	**第一号書式** 第一号書式 （第一片） 公庫預託金払込書　領収日付印 右のとおり払い込みます。 払込人＿＿＿＿＿＿＿＿㊞ 日本銀行（何）店　御中 第　号 （　何公庫）預託金 （金額）￥ （第二片） 領収証書　領収日付印 払込人＿＿＿＿＿＿＿＿殿 第　号 （　何公庫）預託金 （金額）￥ 備考　1　用紙の大きさは、おおむね縦11cm、横21cmとする。 2　各片は、左端をのりづけその他の方法により接続するものとする。 3　各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）は、複写により記入するものとする。 4　領収日付印は、日本銀行店名の表示のあるものを用いるものとする。 5　この様式の配列は、日本銀行と協議して変更することができる。